

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月16日
【会社名】	株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
【英訳名】	IR Japan Holdings, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・CEO 寺下 史郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長・CEO寺下史郎は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定致しました。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的影響の重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの事業は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」であることから、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切であると判断し、売上高を重要な事業拠点の選定指標として用いております。全社的な内部統制の評価結果は良好であると判断したため、事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、1事業拠点において連結売上高の約9割を占めることから当該事業拠点を「重要な事業拠点」と致しました。選定した重要な事業拠点は、「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」を事業目的としており、事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」、「売掛金」及び売上に関連する費用である「売上原価」を業務プロセスの評価対象と致しました。更に、選定した重要な事業拠点にかかわらず、その他の範囲について、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス及び連結財務諸表作成における重要なプロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。これらのプロセスについては、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、特定の事業拠点において評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。